

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	三三
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	三五
○土地改良事業計画を変更すること	三五
○土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した件	三五

告 示

福島県告示第九十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十三年四月五日から同年八月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
大森フアッションモール 福島県福島市大森字西ノ内一番一
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社しまむら
代表者の氏名 代表取締役 野中 正人
住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号
2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社しまむら

代表者の氏名 代表取締役 野中 正人
住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年八月二十三日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千六十六平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 七十五台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 三十九台

3 荷さばき施設的位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 五十四平方メートル

4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 三十七立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前十時

(二) 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

平成二十二年十二月二十二日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年四月五日から同年五月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課
市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年四月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
曾根田ショッピングセンター 福島県福島市曾根田町十二番地一
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年四月五日から同年五月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年四月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヴィアフレスコ 福島県南相馬市原町区北原字本屋敷百八十六ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、郡山市が籠原地区基盤整備促進事業(農道)に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十三年三月二十八日同意した。
平成二十三年四月五日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第九十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成二十三年四月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 土地区画整理組合の名称 会津若松市五月町土地区画整理組合

- 二 事務所のある所在地 会津若松市橋本二丁目二番三十四号
- 三 設立認可の年月日 平成四年九月八日
- 四 変更認可の年月日 平成二十三年三月二十九日
- 五 変更の内容 資金計画

事業施行期間

変更前 平成四年九月八日から平成二十三年三月三十一日まで
変更後 平成四年九月八日から平成二十四年三月三十一日まで

(まちづくり推進課)